

表示例と問題点

商品・サービス	表示例	問題点
健康食品	<ul style="list-style-type: none"> ・「疲労回復」「視力改善効果」 ・「医師も推奨」 ・「ガン予防」「細胞が若返る」 	<p>この健康食品を摂取することで、血糖値の減少に効果がある、目の血行をよくし、眼精疲労の回復などの効果を得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)</p>
化粧品	<ul style="list-style-type: none"> ・「シミ しわ くすみ キメ あらゆる年齢肌の悩みに即対応！」 ・「瞬時にー10歳肌の若返りを実現する“塗る美肌細胞再生美容液”」 ・「メスのいらない美肌再生医療！」 	<p>この化粧品を使用することで、究極的又は強力な美容効果を得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)</p>
雑貨	<ul style="list-style-type: none"> ・「装着するだけで小顔矯正！」 ・「骨を正しい位置に補正して小顔に」 ・「貼るだけで簡単に鍛えることが可能」 	<p>この商品を使用するだけで、小顔効果を得られるかのように表示していた。</p> <p>この商品を使用するだけで、腹筋トレーニング等と同程度の運動効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)</p>
商品・サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様満足度 96 %」 ・「ダイエット史上 N0. 1」 ・「キャンペーン特別価格〇〇円」 	<p>競争事業者のものよりも高い評価を得ているかのように表示していた。</p> <p>主張する内容が客観的に実証されていないおそれ (優良誤認のおそれ)</p> <p>期間限定の特別価格であり、今申し込めばお得であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、期間の明示がなかったり、キャンペーン期限が延長されるなど継続して実施されているおそれ (有利誤認のおそれ)</p>